

第 146 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 146 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 10 月 22 日（金）18:04～19:42

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 計量士試験の試験実施業務（経済産業省）
- 経済産業省庁舎の管理・運營業務（経済産業省）
- 防衛省施設管理業務（防衛省）

2. 駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務（（独）駐留軍等労働者
労務管理機構）について

- 実績評価（案）等の審議（平成 22 年度開始事業）
- 実施要項（案）の審議（平成 23 年度開始事業）

3. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（経済産業省）

産業技術環境局計量行政室 吉川室長、吉岡課長補佐、多田課長補佐

大臣官房情報システム厚生課厚生企画室 小伊藤室長、飯村課長補佐、堀口課長補佐、
山村課長補佐

（防衛省）

大臣官房企画評価課 鈴木総合政策班長、鈴木部員

経理整備局会計課庁舎管理室 中村施設管理班長

技術研究本部艦艇装備研究所総務課 金子会計管理専門官

自衛隊中央病院総務部管理課 白石施設班長

陸上自衛隊補給統制本部総務部管理課 平山宮繕班長

（（独）駐留軍等労働者労務管理機構）

企画調整部 瀬尾部長、情報管理課 渡邊課長、朝戸係長

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官、山西参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第146回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、経済産業省の「計量士試験の試験実施業務」、「庁舎の管理・運営業務」、防衛省の「施設管理業務」の実施要項（案）についてと、独行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の「情報システム運用管理業務」の実績評価（案）等と実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「計量士試験の試験実施業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、経済産業省産業技術環境局計量行政室吉川室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえました実施要項（案）の修正点等につきまして、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉川室長 よろしくお願いたします。計量行政室の吉川でございます。

前回、9月3日に第1回ということで審査いただきまして、今回、修正点が2か所ございます。

まず1点目でございますが、17ページ、入札に参加する者の募集に関する事項でございます。前回、(1)の⑥開札及び落札者の決定、23年2月下旬ごろということでございましたが、入札書の提出後、暴力団排除に関する欠格事由該当性についての警察庁への照会が約30日を要するというところございまして、④入札書提出期限の23年2月上旬から1か月ということで、2月下旬を3月上旬に修正いたしました。

もう一点でございますが、32ページ。

○樫谷主査 別紙1。

○吉川室長 別紙1、従来の実施に要した費用の参考値でございます。前回、第1回の審議の際に、間接部門にかかる経費ということでCとDがございますけれども、間接部門にかかる経費が大きいという御指摘をいただきました。当方でも、直接部門にかかる経費に比べると、間接費が非常に大きい、実態と離れているのではないかとということで、再度、間接部門の考え方を入札等監理委員会からいただきました情報開示に関する指針に沿った形で、本省、地方局、間接部門の人のとらえ方について、そろっていなかったことが判明いたしまして、再度精査いたしました。

その結果、間接部門にかかる経費は、本省で340万円、地方局で780万円ということで、直接経費3,600万円に対しまして、全体で1,120万円程度ということで、直接部門にかかる経費の約3割に金額を修正させていただきました。訂正させていただきます。

この2点が前回の実施要項（案）からの変更点でございます。

それから、9月22日から10月5日にかけて、計量士国家試験事業のパブリックコメントをいただきまして、1件、意見が出てまいりました。これについて御説明させていただきます。

意見の概要でございますが、参加資格についてA、Bとしておりまして、A、Bのみでなく、Cぐらいまで広げるのが妥当ではないかと考える。その理由といたしまして、事業の趣旨として挙げられている、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させ、国民のためのより良質かつ低廉な公共サービスの実現のためには、より広く、より多くの参加を促すことが必要かと思うという意見が寄せられました。

私どもの方では、これに対する考え方といたしまして、本事業は予定価格の範囲と資格の種類別、等級区分では、等級Aに該当する事業でありまして、より広く、より多くの入札参加を促すという

観点から、等級Bまでを対象ということでAとBを選んだわけでございまして、Cになりますと、予定価格ですと300万円から1,500万円ということで、かなり額が下がりますので、今回の募集に関してはAないしBということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見ございましたら、自由に御発言いただきたいと思えます。

済みません、17ページ、4月1日に契約を締結することについて、こういう試験業務なので、1か月ずれたからといって、事業開始に影響が出ることはないと考えてよろしいですか。

○吉川室長 2月下旬を3月上旬ということで、若干ずらしたのですが、それによって契約の締結の4月1日に影響が出るということはないと考えてよろしいと思えます。

○樫谷主査 それから、事業を開始するに当たっても、準備とかはそんなに要るものではないので問題ないということ。

○吉川室長 はい。

○樫谷主査 わかりました。

これは、本来Aだと書いてあるのですが、どういう意味なのか、簡単に我々でもわかりやすいように御説明いただいたら。それをBにしているということなのですね。

○吉川室長 いろいろな条件があるのですが、いろいろな大きなものは、予定価格として私どもが想定しておりますのは、直接費だけでも3,600万円の事業でございまして。通常Aというのは3,000万円以上をこなすことができる事業者ということで、Bですと、その半分の1,500万円から3,000万円ぐらいのレベル。Cの300万円から1,500万円ですと、私どもの試験自体が全国的な大きな規模のものになりますので、3,000万円程度の額の事業を受けている事業者でないと不安だということがございまして、AないしBということで考えさせていただきました。

○樫谷主査 そこで質問なのですが、こういう試験業務を行う事業者の方というのは、AランクとかBランクは結構たくさんいらっしゃるのですか。Aランクだと余りいらっしゃらないとか、Bランクまでだと相当広がるとか、そんなことがあるのでしょうか。

○多田課長補佐 その点ですけれども、事前に試験を行える業者がどのぐらいあるか、内閣府からも情報をいただきまして調査いたしました。そうすると、Aランクで複数者、3つないし4つあり、Bランクですと、もともと印刷業者だった方やいろいろな方が、既に幾つかの役所の試験業務の全体ということはないですけれども、一部、例えば受験票や願書の受付業務をやられている業者も複数者あると押さえております。

○樫谷主査 では、Bランクに広げれば相当増して質も保てるということですか。

○多田課長補佐 そう思っております。

○樫谷主査 何かありますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○樫谷主査 それでは、計量士試験の試験実施業務の実施要項(案)についての審議はこれまでとさせていただきますと思えますが、事務局から何かありますか。

○事務局 特にございません。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いとか監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、経済産業省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（経済産業省 計量士試験担当者退室、庁舎管理担当者入室）

○樫谷主査 続きまして、「経済産業省庁舎の管理・運營業務」の実施要項（案）につきまして審議を行いたいと思います。

本日は、経済産業省大臣官房情報システム厚生課厚生企画室小伊藤室長に御出席いただいておりますので、前回の審議などを踏まえました実施要項（案）の修正点等につきまして、10分程度で御説明いただきたい。よろしくお願いいたします。

○小伊藤室長 御紹介いただきました経済産業省の厚生企画室の小伊藤でございます。時間が限られておりますので、早速御説明させていただきます。

まず、先般、9月13日にこの委員会で御議論いただきまして、その後、9月22日から10月12日までパブリックコメントの募集を行いました。その結果、13名の方から述べ60件、重複しているものを除きますと43件、御意見をちょうだいしてございます。後ほど重立った御意見を御説明させていただきます。

意見を大別させていただきますと、要件を上げてほしいというものが7件、逆に下げたいというのが10件、情報の開示をしていただきたいが8件、内容の質問についてが6件という動向でございます。

今回、私どもが作成させていただきました実施要領の基本方針は、多くの民間の方々に参加していただくことが主眼でございますので、多くの部分で従前より要件を緩和させていただいてるところでございます。今回の御要望を総じて見ますと、自分の強いところは基準を上げていただきたい、自分の弱いところは若干下げたいという傾向が目についたところでございます。

当方といたしましては、規制の強化は、庁舎を管理している私どもにとってみればありがたい御提案でございますが、先般御説明させていただきました案は、全体のバランスを考えまして、どちらかをとって、もう一方をとらないということになりますと、全体としてバランスを失してしまうのではないかとこの目を持ちながら、いただいた御意見を検討させていただきました。

早速でございますが、B-3のA4縦長の資料で御説明させていただこうと思います。

まず、番号1、全般論でございますが、内容をこれ以上質の低いものにすべきではないという御意見でございます。

これにつきましては、庁舎の管理・運営業務を行う上で必要最小限の内容とさせていただいておりますので、これ以上質の低下ということは考えてございません。

次に、2番目で、今回新たに総括管理業務というものを追加させていただいております。当然のことながら、新しい業務でございますので、業務量も増加する。それに伴った予定価の設定を是非やっていただきたいという御意見をちょうだいいたしました。

これにつきましては、予定価格について、総括業務を含める方向で考えております。

次に、3番で、引継ぎにつきまして、従前事業者がつくった、あるいは使用していたマニュアルの提示・開示を是非していただきたいということでございます。

これにつきましては、本年度の契約で、建築・建設設備管理業務、警備保安業務、電話交換業務におきましては、契約条項の中に後任事業者への引継ぎをちゃんとしていただくという条項を入れてございますので、落札事業者の方は、従前事業者から適宜引継ぎを受けることができることになってございます。

そのほか、清掃業務、構内植栽管理業務、鉢植え業務につきましては、このような条項になってございませんので、従前事業者が作成した資料、マニュアル等の開示につきましては、落札事業者様の方で従前事業者と話し合ってくださいこととしたいと考えております。

4番は情報提示でございます。包括的な質の向上におきまして、入居者のアンケート結果などがあつたら開示していただきたいということでございますが、当方では、現在、利用者のアンケート調査は行っておりません。しかしながら、情報提供をするということで、平成21年度におきまして、各個別業務実施者が作成しております業務日報等を入札説明会等の機会に閲覧していただこうと考えてございます。

飛ばしまして、次のページの6番ですが、ここでは仕様書に定められている点検回数や周期は絶対なのか。品質を確保すればコストの削減が可能で、企画提案によって内容あるいは周期を変更することは可能なのかという御意見をいただいておりますが、品質を維持・確保できるのであれば、改善提案により内容の変更は可能でございます。しかしながら、仕様書で示しております現行水準のレベルの質が確保できるという根拠を明確に御提出いただければと思います。

また、質疑応答期間は12月下旬ぐらいまでになりますが、ここにおきまして改善提案の内容について御質問いただければ、改善提案の採否につきまして回答させていただく予定でございます。

次に、入札参加者の資格の入札条件の緩和が8番、逆に9番は強化をしていただきたいということでございますが、当初の基本方針に戻りまして、業務が膨大かつ多岐にわたりますので、広く入

札参加者を募るために、一企業及び入札参加グループの代表の方につきましては、従前はAだったのですが、これをAとBにさせていただく。それと、入札参加グループに参加される企業の方につきましては、A、B、Cという条件にしていきたいと思っております。

次に、11番は、事業協同組合に対する入札参加条件が記されていないので、不公平がないように是非入れていただきたいということでございます。

これはまさにおっしゃるとおりでございまして、御意見を踏まえまして、実施要領の3.(6)の後に(7)といたしまして、「事業協同組合での入札について、入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない」という一文を挿入させていただきたく思います。

次のページ、16番でございしますが、私どもは基礎点500、加算点350という配分をさせていただいておりますが、基礎点に対する加算点の割合が低いように感じます。民間の創意工夫による企画提案が生かされるよう、基礎点に対する加算点の割合を検討していただきたいという御意見でございます。

私どもが今回お願いする業務は、必須要項を満たしていれば履行が可能であると考えてございまして、必須項目の割合は加点項目より高く設定させていただいているところでございます。しかしながら、民間事業者から提案されました質の向上あるいはコスト削減に関する企画提案につきましては、加点項目の審査により民間事業者の創意工夫を取り入れた質の維持・向上が図られると考えてございます。

次、27番に進まさせていただきます。これは、電話交換機の関係で、保守員の資格要件に、ある特定のメーカーの交換機に関わる研修課程終了証明書が条件となっているので、こういうものは入れるべきではないという御意見でございます。

実は、この実施要項(案)に2か所出てきていまして、後ろの方は既に私ども、これを撤廃しまして、業務経験を10年ということで緩和させていただいておりましたが、前の方を直すのを失念いたしまして、御意見いただきました。ここを削りまして、「構内交換電話、優先電気通信設備等の保守又は工事の実務経験が5年以上」あることに統一させていただこうと思っております。

また、ここを直すときに再度検討いたしまして、それらの業務の保守員あるいは一般技術者に求められている要件を、当初は経験10年とさせていただいておりましたが、今回は5年ということで半減させていただくよう提案させていただいてございます。

次のページ、29番、無停電電源装置のファン動作確認及び交換周期は、22年の仕様書を見ると1年だったものが、今回は6か月になっていますがという御指摘をいただきまして、これはお恥ずかしながら当方のミスでございます。22年度と同様に1年でございまして、6か月を1年に修正させていただきたいと思っております。

次に31番、警備員の要件に社会保険の加入を追加すべきという御意見でございます。

私どもは、警備関係につきましては、警備要領に規定されております、教育を受け、実務が10年という条件を課させていただいてございますので、本仕様書において、社会保険の加入を義務付けると、更にその制限が加わってまいりますので、義務付けることは考えてございません。

次に 33 番、総括管理業務の業務内容に庁舎設備等への故障、不具合への対応というものがありますが、どういう負荷がかかるのかよくわからない。何らかの開示をしていただきたいという御意見でございます。

不備、不具合、内容などの過去の件数をまとめた資料はございませんが、平成 21 年度に各個別業務実施者が作成されております業務日報等につきまして、入札説明会等の機会に閲覧をしていただくことを考えてございます。

次、1 個飛ばしまして 35 番、総括管理業務責任者の素養といたしまして、認定ファシリテーターマネージャーの資格を有する方などの条件をプラスされてはどうかという御意見でございますが、本業務を行う上で課す条件というのは、先ほどから何度も出てきて恐縮でございますが、最小限のものとしていただいております。御提案は非常に有効な御提案かと思いますが、今回は広く入札参加者を募るということでございますので、過度となる条件については盛り込まないことを考えております。

次、めぐりまして 37 番、平成 22 年度における業務従事者に求められる知識・経験等で、私どもの方で電子計算機室、及び年間を通しまして汎用電子計算機システムを有する建物の建築設備管理業務の請負契約があること、あるいは I S O 9001、I S O 14001 を持っているところを条件とさせていただいておりますが、これは残した方がいいのではないかという御意見をいただきました。

これは、先ほど来申し上げていますように、最低限の条件としたいと思っております。上記の趣旨をかんがみますと、要件を緩和しておりますので、条件を残す予定はございません。

次に 40 番、総括管理業務で使う備品等は、経済産業省で御用意いただけるのかということでございますが、私ども、既に本館 1 階にスペースを準備いたしまして、当然のことながら、机、電話、その他業務に必要なものを御用意させていただくつもりでございます。

41 番、常勤の責任者・副責任者に関しまして、書類提出日と企画書の提出日を一緒にすべきという御提案でございます。

企画書の提出期限は、現在、来年 1 月上旬を想定しておりますが、ここにすべての常勤の責任者、副責任者について書類を提出していただくことは、人の手配等の観点から、民間事業者の方に過大な負担を強いてしまうことになると思います。業務に当たって、私どもが資格を求めているような核となる要因を除きましては、民間事業者様の負担の軽減の観点から、従前どおり契約時までには御選任いただくことを考えてございます。

以上がパブリックコメントでいただきました意見の主要なものでございます。

大変申しわけございません。先般御議論いただいた後に戻りまして、私どもの方で入札実施要項を再度精査をさせていただきまして、当方のミスが随分見つかりましたので、簡単に御説明させていただきます。

資料 B-2 の入札実施要領の 6 ページ、7 ページをご覧いただくと、7 ページの頭の方に、先ほどのパブリックコメントで事業協同組合を入れていただきたいというのは、こういう形で挿入させていただきます。

それと、6 ページに赤で書いてありますが、例えば未成年の「者」を抜かしてしまった。あるいは

は、「もの」を漢字にしなかった。引用した数字が間違っていたというものは、当然のことながら内容の変更を伴うものではございませんが、間違っているところを修正させていただいた次第でございます。

非常に雑駁な説明になりましたが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

御説明につきまして、何か御意見、御質問。どうぞ、渡邊さん。

○渡邊副主査 1点、事業協同組合による入札について、質問というのか、意見というのか、お伺いしたいと思っています。

事業協同組合がどういう形で参加されるのか、どういう実態にあるのかということについては全く知らない状態でお伺いするわけですが、既存の事業共同組合が協同事業として応札をされるということだとすると、共同事業をやっている構成員がこの入札については、自分は単独で応札したいというか、別に入札したい場合も一般論としてはあろうかと思えます。そういう場合に、組合を脱退したり、他の共同事業からも脱退しない限り構成員は入札できないということになってしまうというような感じを受けています。他方、自分でも入札し、事業協同組合がとってきたら、それに入りたいというのは、適切ではないということは、パブリックコメントの御指摘のとおりだと思います。

恐らくここでは構成員の読み方ではないかと思うのですが、例えばこの共同事業に参加することによって、事業協同組合から参加する企業・構成員名を特定して出してもらえば、仮に事業協同組合が応札して、実際に受注する場合でも、新たな構成員を入れないとか、やり方はほかにも若干バリエーションがあって、ここで懸念しておられる目的を達しながら、しかし、協同組合上在籍したままほかの共同事業はともかくとして、本件は単独でやってみたいとか、ほかのグループでやってみたいという構成員があるとしたら、その自由を認めるみたいなやり方はあるのかなと、一般論ですけれども、思ったりします。

ちょっと、これは厳し過ぎないのだろうかとか、実際のところ、事業協同組合がどういう形で応札してくるのだろうかというのをお伺いしたい。その問題意識として、今ちょっと申し上げました。

○小伊藤室長 私も事業協同組合の専門ではないのですけれども、恐らく言ってこられた方というのは、特異な人たちだけが集まった集団ではなくて、中小企業の皆さんが集まった事業協同組合で、チャンスがあれば参加を是非させていただきたい。ただし、こっちにも入り、こっちにも入り、情報が筒抜けしてしまうようなアンフェアなことだけは制限をしていただきたいという御趣旨だと思います。

それで、どうしても自分単独でやりたい、あるいは協同組合じゃなくて、違うところでやりたいということであれば、協同組合との仕切りを、やりたい事業者が自ら整理していただくべきではないかと考えてございます。どういう形で出てくるか、なかなか想像しがたいわけですが、そこは出てきたところで公平な目で見てみたいなと思っております。

○渡邊副主査 ただ、その整理という形が、事業協同組合から脱退しなければいけないという整理だとすると、ちょっと厳し過ぎないかなという感じがあります。そういう意味で、構成員と書いて

しまうと、事業協同組合の構成員になってしまうので、例えば今回の受注というか、応札する協同事業の参加者とか、何か工夫されるとか、整理の仕方も、本当に脱退して、今ほかにやっている共同事業からも抜けなければならないという事態を避けつつ、できないのかなというのが、私がこの文言を拝見して考えたことです。

今、別にここで文言を詰めてどうという話ではないので、そんな観点から、この構成員という文言がいいのか、もう少し構成員というところの書きぶりを工夫されて、パブコメで言っておられるのはそのとおりだと思いますので、過剰な規制にならないようにしつつ、このパブリックコメントの趣旨を生かすような形の書きぶりが可能かどうかをちょっと御検討いただけたらと。

○小伊藤室長 戻りまして、中小企業庁の専門部署と調整させていただこうと思います。

○樫谷主査 ありがとうございます。どうぞ。

○稲生専門委員 1点だけございます。B-3の資料、意見募集結果の1ページ目の中ほどの番号3でございます。

契約期間開始前、終了時の引継方法ということで、マニュアルとかをなるべく前広に開示してくれという御要望に対して、1点だけなのですが、平成21年度については、権利の帰属の旨、判断する。22年度については、項目に従って判断されるということで、後半部分、落札事業者と従前事業者と話し合っていたかどうかという部分です。植栽とか清掃については、余り問題ないと思っているのですが、消防用設備については、前のノウハウみたいなものをなるべく使っていく方がいいのかなと思って聞いておりました。

ただ、これも契約の中身で、引継業務が入っていないとなると、勿論安易にお願いするわけにもいかないのですけれども、ここら辺、何とかお宅様の方で仲立ちしていただいて、引継ぎできるようにはできないのでしょうか。やはり契約条項で難しいのですか。

何が言いたいかというと、マニュアルは確かにノウハウの部分があるので、お宅様に権利がない部分を見せろというのは、恐らく従前の業者は嫌がると思いますけれども、作成した資料がどこまで入るのかわかりませんが、事実として22年度に行われているようなデータ類は、これは何となく見せてあげてもいいのではないかと、素人ですが、思うのですが、ここら辺はどういうふうに判断すればよろしいのでしょうか。

○堀口課長補佐 報告書類はすべてお見せできるようになっているので、それは我々が受け取っていますので、ご覧いただくことができます。

消防設備の点検は、あるものを点検するというので、法的に決まった点検方法で行うので、物だけ見れば、請け負った人は十分理解できる。業者から業者に引継ぎでお話をしなくても、やり方とかは法令で消防法とかで決まっていることをやるので、報告書はお見せして、こういう機器があるというのは十分御理解いただけたらと思っております。

○稲生専門委員 わかりました。

○樫谷主査 よろしいですか。

○稲生専門委員 結構です。

○樫谷主査 私から、大した話ではないのだけれども、B-3の意見募集の5ページ、御説明いた

だかなかった 32 番の電話交換取扱業務で、4,000 人で 2,000 回線あるので、緩和することは考えていないということなので、これはそうだと思います。最近は何れもこういう取り次ぎ、交換業務はだんだんなくなっている。そうすると、この程度の規模をやっているところは、事業者としてたくさんいらっしゃるのですか。というのは、この規模をやっている事業者の数が少ないと競争性がなくなってしまう可能性があるのでは、何かしらあったらいいのですけれども、それほどのように考えたらよろしいでしょうか。

○小伊藤室長 毎年入札させていただいておりますが、結果として継続された業者が落札しておりますけれども、説明会とか応札のときには 2 ないし 3 社がお見えになっていただいているようでございます。

○樫谷主査 いらっしゃるということはわかりました。

事務局から何かありますか。

○事務局 御指摘のあった協同組合のところは、調整した上でまたお知らせしたいと思います。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いとか監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局で整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、経済産業省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（経済産業省退室、防衛省入室）

○樫谷主査 続きまして、「防衛省施設管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、防衛省大臣官房企画評価課鈴木総合政策班長に御出席いただいておりますので、前回の審議などを踏まえました実施要項（案）の修正等につきまして、10 分程度で御説明ください。よろしく願いいたします。

○鈴木総合政策班長 よろしく願いします。防衛省・自衛隊における施設管理業務の包括化につきまして、民間競争入札の実施要項（案）について、今月 10 月 5 日から 19 日の 2 週間、パブリックコメントを募集いたしました。寄せられた意見に対する防衛省・自衛隊の考え方をとりまとめま

したので、御報告いたします。

今回のパブリックコメントでは、市ヶ谷地区、目黒地区、三宿地区、十条地区の4地区で、合わせて133件の意見の提出がございました。そして、内容を分類しますと、入札資格と要件の追加に関する意見が50件、実施要項等の詳細に関する問い合わせが73件、その他10件ということでした。

それぞれの意見に対する防衛省・自衛隊の考え方につきましては、別添資料のとおりですけれども、この意見・質問を類型化し、総括した形の資料をつくりましたので、こちらの方で御説明したいと思っております。

○鈴木部員 それでは、お手元にあります資料C-2「防衛省・自衛隊の施設管理業務包括化について（パブリックコメントの結果）」の方で説明します。

1枚めくっていただいて、1 パブリックコメントの実施ということで、先ほど言いましたけれども、平成22年10月5日から10月19日まで14日間やりました。掲示の方法としては、e-govという政府統一のホームページと、防衛省のホームページにリンクを張って掲示しました。

次のパブリックコメントの実施結果ですけれども、意見は全体で133件寄せられています。内訳については、市ヶ谷地区が53件、目黒地区が23件、三宿が24件、十条地区が21件と、複数地区にまたがるものが12件ありました。先ほども言いましたけれども、意見を分類すると、入札資格の追加に関する意見が50件、実施要項（案）の内容をもっと詳しく教えてくれという意見が73件、その他10件ということです。

当然それぞれの意見に対しては、個別に答えを用意しているのですが、133件もありますので、この場ではとりまとめた形で報告したいと思えます。

1番目の入札資格・要件の追加に関する意見の具体例が書いてありますけれども、三宿地区の主業務は病院施設業務なのだから、その業務を請け負う社を代表者にすべきだとか、統括管理者の実務経験を記載すべきだとか、グループ企業を全部A等級にしなければいけないという形で、基本的には条件を厳しくするべきだという意見がほとんどでした。

確かに要件をきつくすれば、民間事業者がよりよい体制で仕事に従事してくれることとなりますので、防衛省とか自衛隊にとっては当然プラスなのですが、一方でそうやって縛ってしまうと競争が働きにくくなってしまうこともあって、資格要件としては採用しないようにしよう。ただ、企画書の中で、我が社ではこういった体制でやりますよ、こんな資格を持った優秀な職員を配置しますという形で提案してもらえば、それをプラス要素として評価しようと考えております。そういった形で意見を採用させていただこうと考えました。それが1番目の入札資格・要件に追加する意見の対応です。

次に、4 実施要項（業務内容）の詳細に関する問い合わせということで、この業務についてもっと教えてほしいとか、これはどういうことですかという質問が多数来ました。具体的には、統括管理責任者、副統括管理責任者の人数と勤務時間を教えてほしいとか、これは確認ですけれども、実施要項及び仕様書に事前に資格を出す必要があるのかないのかといった問い合わせがありました。

それらに対しましては、パブコメに対する意見及び防衛省・自衛隊の考え方ということで、一問一答方式で答えをつくって公表しましょう。あわせて、入札説明会とか現場説明会の場でも、随時そういった質問を受けて答えていきたいと思いますということにしました。

最後のその他は、分類できなかつただけです。予定価格の算出方法とか予定価格を教えてくださいとか、コスト削減ができた場合は、その削減したものは引かれてしまうのかという意見が幾つかありました。

それに対しても、②と同様に一問一答形式で、予定価格は会計法に基づいて、事前の公表はしていませんといった回答をつくって公表しましょう。そういったものを補足説明的に情報開示していると考えました。

結果、修正箇所としては、ほとんど修正していません。誤字とか文言がばらばらなので統一した方がいいという意見を反映させまして、2か所、目黒地区と三宿地区で修正しています。

今回の報告としては以上になります。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございますか。はい。

○渡邊副主査 1点よろしいですか。今の御説明の中で、4番目の②、事業協同組合の取り扱いについてということで、パブコメの24番です。

実は、経済産業省の事案のときだと思いますが、やはり事業協同組合の話が出たような記憶があります。事業協同組合のたてつけとか実態が今、全くわからない状態で申し上げるので、あと細かいところはまた事務局の方に確認していただいた方がいいと思いますけれども複数の共同事業を行っている事業協同組合の場合に、パブコメに書いておられる御懸念は非常にもっともだと思うので、この考え方を達成するために適切な条項は必要だと思うのです。

ただ、本件についてだけ単独でやりたいからとか、ほかと組みたいからという場合に、単に事業協同組合に入っているというだけで参加資格が全部失われてしまうと、過剰な制約にならないのかという、ちょっと素朴な疑問を持ちました。脱退しないと、そういう単独の入札やほかと組めないというお話まで行き着くのかどうかも、よくわからない点はあるのです。

そういう意味で、この御懸念はもっともなので、これを達成するよう、他方、脱退までしないとできませんみたいな極端な事態が生じないように、書きぶりというか、対応を少し御検討いただけたらと思います。先ほど中小企業庁にも聞いてみるというお話も出たので、むしろ事務局の方とお話いただいて御検討いただけたらと思います。

以上です。

○鈴木部員 脱退しないとだめという意図は、他省庁もそうだと思いますけれども、全くありませんので、平仄をあわせて対応したいと思います。

○樫谷主査 ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○事務局 ただいま指摘のありました件につきましては、経産省の案件と同時に検討させていただきます。

○渡邊副主査 よろしくお願ひします。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、防衛省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（防衛省退室、（独）駐留軍等労働者労務管理機構入室）

○樫谷主査 続きまして、「駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務」の実施状況及び実績評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 1 年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところでございますけれども、まずは事業の実施状況につきまして、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構企画調整部瀬尾部長より御説明をお願ひしたいと思います。5 分程度で簡単に。

○瀬尾部長 企画調整部長の瀬尾でございます。7 月に人事異動で、前任の堀田から事務引継ぎを受けまして、今回、担当することになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

当機構の情報システムの運用管理業務につきましては、昨年も当委員会で御審議いただきまして、本年度から新しい業者に委託実施してございます。本業務につきましては、本年度も引き続き、民間競争入札の対象ということで選定されましたので、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要領及び実施状況の案を作成いたしましたので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

この案の内容につきましては、担当課長の渡邊の方から説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡邊課長 情報管理課の渡邊と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。こちらの様式で御説明させていただきます。

まず、1 の事業概要につきましては、昨年、この委員会で御審議いただきまして、本年 4 月から

民間競争入札実施事業として情報システム運用管理業務を実施しております。

業務内容につきましては、こちらに書いてありますけれども、情報システムのハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、ネットワークの管理、データ管理、障害対応、ヘルプサポートという運用管理業務を実施しております。

契約期間につきましては、今回、中期計画期間に合わせまして、22年4月1日、今年4月から来年3月31日までの1年間を実施しております。

受託事業者としては、株式会社テックジャパンです。

実施状況評価期間としましては、平成22年4月1日から9月30日までとなっております。

確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価としましては、平成22年度における民間事業者による事業の確保されるべきサービスの質の達成状況につきまして、評価事項といたしまして、表の左側のヘルプサポートの満足度、その次のページの左側、業務アプリケーションの可用性、セキュリティの重大障害の件数、従業員管理システム、応募システム及び共通情報システムの重大障害の件数、業務内容について評価いたしました。

もとに戻っていただきまして、1項目のヘルプサポートの満足度につきましては、ヘルプデスク利用者151名に対して、問い合わせから回答までに要した時間とか説明の適正さ、わかりやすさとか正確さ、トラブルが起きたときの解決の有無とか解決方法の適正さ、ヘルプサポートに対する言葉遣いとか親切さ、丁寧さという4問のアンケート調査を実施しまして、次のページでご覧いただけますように、回収率98%となっております。

アンケートの各設問に満足と記入したものを100点としまして、ほぼ満足が80点、普通が60点、やや不満が40点、不満が0点として、平均スコアを集計したところでありますが、75点ということでありました。測定指標の満足度スコアは75点以上ということですから、サービスの質の確保はおおむねできていると思います。

調査結果の詳細につきましては、最終ページに御提示させていただきました。

2項目としまして、業務アプリケーションの可用性につきましては、各システムの四半期ごとの正常稼働率が98%以上であることに対して、99.9%であったため、サービスの質は確保されております。

3番目のセキュリティの重大障害の件数につきましては、個人情報等の機微な情報の流出により業務に多大な支障が生じるような重大障害はゼロという指標に対しまして、同じように重大障害の発生回数はゼロであるため、サービスの質の確保はされていると思います。

表の4番目の従業員管理システム、応募システム及び共通情報システムの重大障害の件数につきましても、システムが長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及びデータの喪失等により業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数がゼロであるという指標に対しまして、重大障害の発生回数がゼロであることから、サービスの質は確保されております。

最後の業務内容につきましては、対象公共サービスの内容に示す運用管理業務を適切に実施することの指標に対しまして、受託業者から提出される日次・月次報告によりまして業務内容を確認しましたところ、運用管理業務を適切に実施しているため、サービスの質は確保されております。

3番目の実施経費の状況及び評価につきましては、3ページの上段でございますように、このまま順調に推移しますと、21年度と比較して、単年度で1,814万4,000円の経費節減が見込まれております。

競争状況の評価につきましては、入札参加者の4者は、すべて入札参加資格を有しておりまして、総合評価方式により入札を実施し、落札者を決定することができました。

評価といたしましては、平成22年度は単年度契約にも関わらず、4者の民間事業者からの応札があったことは、一定の競争性が保たれ、実施経費の節減に効果がありました。また、総合評価方式を採用したことによりまして、本事業を実施するのに必要な技術的要件を兼ね備えた民間事業者を確保することもできました。

5番目の民間事業者からの改善提案につきましては、平成22年4月から9月におきまして、具体的な提示はなされておりません。

最後に、全体的な評価といたしましては、平成22年4月から実施している本事業であります、ヘルプデスク満足度調査を平成22年4月から9月のヘルプデスク利用者を対象に実施したところ、基準スコアとしては75点に達しております。

民間事業者としましては、労務管理（応募業務を含む）、給与、厚生業務が接続している労務管理業務を処理する複雑なシステムプログラムに対応するため技術教育を実施し、システム知識のレベル向上に努めるとともに、問い合わせ内容の情報を共有するためQ&Aを作成するなどして回答時間の短縮に努めるなど、創意工夫が酌みとれました。

しかし、ヘルプデスクの満足度調査の「あなたの問い合わせからヘルプデスクの回答までに要した時間についてどのように感じていますか」という設問には、「データの修正を依頼しても趣旨を理解してもらうのに時間がかかる」という意見もあり、「ヘルプデスクからの回答またはあなたへの対応指示に対する説明はわかりやすかったですか」という設問には、「質問をしたにも関わらず十分な説明がなかった」という意見があり、「ヘルプデスクからの回答またはあなたへの対応指示は正確でしたか」という設問については、「システムに関する知識が十分でない」などの不満があることから、基準スコアに達しているとはいえ、更なる公共サービスの質の向上が必要と思われるため、民間事業者にヘルプデスク利用者からの意見を基にしたデータ分析、技術教育の再徹底をすることで知識の向上を図るよう改善を求め、実施しているところであります。

今後は、高評価を得たヘルプデスク満足度を維持するのは当たり前ですが、今申し上げた、その他の項目につきましては、更なる公共サービスの質の維持・向上を効率的に行うことを期待しております。

また、平成22年4月から9月までのシステム運用状況を見ますと、システムが長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及びシステムが保有するデータの喪失等、個人情報の漏えいについては発生しておりませんので、正常稼働率は99.9%と基準数値を満たしていることから、10月以降も引き続き正常稼働を維持していくことを民間事業者に期待しております。

このように、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、駐留軍等労働者の雇い入れ等の業務の確実な実施及び情報システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な

提供に資するという目的は達成しているものと評価できます。

更に、次年度も民間競争入札をすることにより、総合評価方式を採用することで、本事業を実施するのに必要な技術的要件を兼ね備えた民間事業者の確保ができ、複数年契約することで、平成 22 年度以上に多くの入札参加者が見込まれることから、より競争性が高まり、更なる経費削減の効果が期待できると思っております。

したがって、平成 23 年の事業実施に当たっては、今回の評価を反映させるとともに、一層の業務の効率化・経費節減を図るよう民間事業者に期待しております。

以上をもちまして、実績状況の御説明を終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

同事業の実績評価（案）につきまして、内閣府より御説明いただきたいと思えます。5分程度でお願いします。

○事務局 機構の方から説明がありました 22 年度の実施状況報告につきまして、内閣府の方で実施しました評価につきまして概要を説明いたします。資料Dの4ページをお願いいたします。

実施に当たり確保されるべき達成目標として、ヘルプデスクの利用者の満足度スコアが、前期4月から9月の間で、目標である75点を一応達成しております。しかしながら、回答時間の正確性、説明のわかりやすさ、回答の正確性といったものにつきまして平均点を下回っているという状況で、利用者の立場から言うと、目標は達成されてはいますけれども、必ずしも十分でないのではないかと評価しています。

ただ、機構の方で、アンケート実施後にやや不満または不満と回答した利用者に対してヒアリングを実施しまして、その状況を業者に伝えて改善を求め、その改善策を実施させております。

それから、業者の創意工夫でやっておりましたヘルプデスクのQ&Aもだんだんたまってまいりますので、これによって、後半の改善が十分期待できると考えます。

それから、その他の指標、業務アプリケーションの可用性、セキュリティーの重大障害の件数、各システムの重大障害の件数、各種業務の適切な実施にかかる実施状況につきましては、いずれも9月末時点で目標を達しております。

それから、落札額は、従来の実施経費の61%、額で約1,800万円節減しております。

最後、本事業は、本年度改定しました公共サービス改革基本方針で、原則2年以上にしてくださいとなっておりますので、複数年契約を導入することによって機構側の契約事務コスト軽減を図ることが必要であると評価しております。

以上です。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございましたら。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊副主査 いただいた評価そのものについて、おかしいとか申し上げるつもりではないのですが、たまたま実施要項と並べて見ていて、ちょっと質問が出てきました。

満足度スコアという言葉は、いただいた評価には出てくるのですがけれども、本当は現在の実施要項を見なければいけないと思えますけれども、とりあえず手元にある次期の実施要項（案）で見る

と、7ページ目のヘルプデスク満足度調査の結果で、機構はヘルプデスク利用者に対してと書いてある3行目を見ますと、各項目のスコアにおいて基準スコアを維持または向上することとなっています。

そうすると、この実施要項（案）を見ますと、各項目について75点以上をクリアすることが必要で、総合評価満足度で足して平均して75を超えればいいという評価の仕組みになっていないのです。ただ、評価を見ると、全部足し上げて総合評価というか、満足度スコアという数字を出しておられて、要項（案）に出てこない満足度スコアという見方でいいのかどうか。いいというのは、平均を見れば到達しているねという書きぶりであれば、評価の内容を変えろとまで申し上げるつもりはないのですけれども、そういう意味で、今の実施要項（案）と齟齬があるので、そこをどう考えるかが1点目。

2点目が、私自身はヘルプデスクにヘルプを求める立場で、自分がヘルプしたことがないのでわからないのですけれども、素朴にヘルプを求める立場から言うと、上の3つの項目がサービスの本質である一方、対応が丁寧であり、親切でありということは、例えば入札のときの必須事項と加算事項みたいなイメージで私自身は思っています。つまり、すごく邪険にされると、もともとわからないのでつらいなと涙するような場面があるので、親切な対応をしてもらった方がありがたいのですけれども、上の3つはまさにサービスの本質そのものであり、どんなに優しくされても、でもこれらが解決しないのですみたいなときはサービスの受手には仕様がないうのがあって、何となくみんな足し上げていいのかなという素朴な利用者感覚があります。

基本は、一つひとつ見るとか、今年とは別として、今年をもしかしたら書きぶりとかは若干手を入れられるかもしれないのですけれども、来年評価するとしたら、やはり一つずつ見て、足りないところは足りないではないかという指摘をしていくとかの対応が必要ではないでしょうか。不愉快な思いをさせるというのは別として、ちょっと強弱を付けて、何が本質なのかという切り口を持っていただくといいのかなという、コメントというか、申し上げたいと思いました。

○樫谷主査 いかがでしょうか。

○渡邊課長 ヘルプデスクの言葉遣いとかもありますけれども、電話でのやりとりがありますので、支部の方からもございます。先生おっしゃるように、中身的には早くわかった方がよろしいのですけれども、そこでいろいろなことが起きると、時間的にお互いにうまく意思疎通がとれないと、システム上、画面を見ながらやっておりますので、その辺も注意していただきたいということで、私ども、トータルで挙げております。

○渡邊副主査 勿論不愉快な思いを利用者にさせるというのは論外なので、項目としてあるのはそうだと思いますけれども、まずサービスの本質の3つはきっちりやった上で、親切かどうかという観点は1つあって、単純に満足度スコアと全部足して平均点をとっていいのかという問題点が1つと。

あと、もともと実施要項で各項目と書いてあるので、足して評価してしまっているのかなという2点。

○渡邊課長 今年の場合は、各項目というか、全部トータルして平均75ということで。

○樫谷主査 修正されたのですか。

○渡邊課長 ええ。来年は先生おっしゃるように、サービスの質の向上というのは何かというと、私ども運用管理でお願いしている部分でありますから、時間が短くなって、どんどん業務が効率的になるとか、そういうことがありますので、それを来年度には先生の御要望と同じように重点に置いて、できれば全部が 75 点であれば、これはまさにヘルプデスクの質の向上が図られるということで、来年は直させていただきたいと思っております。

○樫谷主査 対応したということですね。

○渡邊課長 来年はしております。

○渡邊副主査 ありがとうございます。

○樫谷主査 あと、何かございますか。よろしいですか。

○稲生専門委員 はい。

○樫谷主査 私もそこでちょっと気になって、親切も大事だけれども、本質のところ。

あと、評価のところは、それぞれ各項目で 75 点以上というのはいいと思いますが、例えば課題があったからこうなったと思います。それについて、次の 3 年間でしたか。

○渡邊課長 次は 3 年 9 月。複数年契約と御指導いただいておりますので。

○樫谷主査 そのときにこの事業者が応じられるかわかりませんが、落札がどなたかわからないですね。そうなる初めからになると思うので、このような課題の部分を、できれば入札説明会等で、余り具体的にどこまで言っているか、ちょっとわかりませんが、課題について事前に御説明いただいた方が、あることは既にわかっているわけです。現在のところも真面目におやりになっているところだと思いますので、真面目にやって、知識がなかったからこうなったのかわかりませんが、恐らく不慣れというところもあったと思います。その不慣れのところをできるだけ事前に解消した方がいいと思います。

○渡邊課長 Q & A も残らせて、あと画面上のものを残させていまして、なるべく目で見てわかるように指導してございまして、それが残っていることによって、次にもし業者が変わったとしても、うまく引き継ぎ、まさに効率的な業務ができるかなと思っております。

○樫谷主査 準備期間とか。

○渡邊課長 そこで活用させていただければいいと思っております。

○樫谷主査 スムーズにいくと思いますので、この辺の工夫を是非お願いできればと思います。

○渡邊課長 ありがとうございます。

○樫谷主査 それでは、事務局から何か確認、御意見ありますか。

○事務局 満足度スコアの件ですけれども、現行の実施要項で満足度スコアという定義はありましたね。平均 75 点。

○渡邊課長 平均 75 点です。

○事務局 それを次回、新しい分では変えると。

○渡邊課長 サービスの質の向上というのを、先生もおっしゃるように、何が本質的なものかというのを考えていかなければいけない。ただ丁寧なだけがいいとは限らないと思っております。

○事務局 それだけ確認。

○渡邊課長 それは反映させていただいております。ありがとうございます。

○樫谷主査 それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえまして、本評価（案）につきまして、駐留軍等労働者労務管理機構と更に協議を行っていただきまして、その結果を当小委員会まで御報告いただきますようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会の報告等につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。それでは、本件に関しては、今後、私の方で調整を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、同業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

もう既に意見が出ているのですけれども、平成22年度事業の実施状況等を踏まえた実施要項（案）の内容等につきまして、引き続き独立行政法人駐留軍労働者労務管理機構より10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○渡邊課長 お手元にごございます見え消し版の入札実施要項（案）に沿って御説明させていただきます。

なお、今回の実施要項（案）につきましては、実施要項の指針に基づきまして、前回、入札要項（案）と調達仕様書を別々の冊子にしておきまして、いろいろ御指摘いただきましたので、今回は調達仕様書の各項目を入札実施要項（案）の方に取り入れて1冊にして作成いたしました。

それでは、資料の4ページをご覧ください。

対象公共サービスの上のエの運用時間、オの作業結果報告、カの運用管理業務の効率化、キの事業責任者等の指定につきましては、前回、調達仕様書の方に記載していたものをこちらに組み入れました。

続きまして、5ページのク 提出書類ですけれども、下段の表4 提出書類2につきましても、調達仕様書の方から提出書類の欄をそのまま取り入れました。かつ、提出書類2の1 打ち合わせ議事録、2 年間総括報告書、3 業務月報というものを評価の参考にするために新たに追加させていただきました。

続きまして、7ページの（2）確保されるべき対象公共サービスの質の項目の順番ですが、前までは、ヘルプデスク満足度調査の結果、業務アプリケーションの可用性、セキュリティーの重大障害の件数、従業員管理システム、応募システム及び共通情報システムの重大障害の件数、業務の内容という順番でしたが、今回は、アにセキュリティーの重大障害の件数。

これは私ども、サービスの質というものを強く意識しまして、前は一番下にごございましたけれども、今回はこれを上に上げて、新しい業者の方に強く自覚していただくように順番を変えさせていただきました。

また、ヘルプデスクにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、前は基準スコアの75点という平均でしたけれども、今回、民間事業者のヘルプデスクのアンケート調査の結果を反映し

まして、次のページの上ですけれども、各項目を全部基準をクリアーしていただくということで、変更させていただきました。

続きまして、8 ページ、3 実施期間に関する事項ですけれども、業務委託契約の契約期間は、複数年契約ということで御指導いただいておりますので、現行システムのリース期間満了に合わせて平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までにさせていただきました。

更に、次の入札参加資格に関する事項の 9 ページ目の (7) に、ISO27001 を取得済み、またはこれと同水準の情報セキュリティーマネジメントシステムが整備されている事業者であること。これは私どものセキュリティー基準を改正しておりますので、ここについては追加させていただきました。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、14 ページのカ 契約の解除につきましては、契約書にも同内容の記載があることから、内容を合わせるために、民間事業者またはその役職員その他委託事業に関する委託事業に従事する者が、法令または契約に違反して委託事業の実施に関して知り得た秘密を漏らした、または盗用した場合は契約解除になるということで、15 ページの (エ) に追加させていただきました。

16 ページの 11 対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項につきましては、機構は、運用管理の実施状況について、毎年 3 月末日時点における状況を調査するに当たっては、落札事業者の実績と従来の実績との比較を行う。なお、25 年 3 月末日時点における実施状況については、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえて調査するというので、「毎年 3 月」から「なお、25 年 3 月末日時点における実施状況」を入れさせていただきました。

続きまして、17 ページ、12 その他の (1) 事業実施状況の監理委員会への報告及び公表につきましては、機構は、民間事業者の運用管理業務の実施状況について、「毎年度」という言葉を入れさせていただきました。官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表するというようにさせていただきます。

同じく下の欄、(4) 著作権につきましては、前回は調達仕様書に記載していたものを、今回は実施要項の指針に基づきまして、各項目を可能な限り、調達仕様書の内容を入札実施要項の中に取り入れましたことから、契約書と同じ内容を記載することにいたしました。ア、イ、ウの線が消えていて、その下の欄を変更させていただきました。

続きまして、18 ページの (5) 貸与資料は、前回は項目のみ記載していましたが、今回は実施要項に取り入れまして、項目のみでなく、資料の貸与を受けてからの民間事業者のあり方まで記載して、明確化しました。

本文の方は以上ですけれども、次の別添資料 1 の別紙 1 に運用管理センターの委託事項別作業時間実績一覧表の一番下、21 年度の時間数が確定しましたので、ここに追加して、19 年から 21 年まで 3 か年を記載させていただきました。

次のページの運用管理センターの技術者別作業時間実績一覧表につきましても、19 年から 21 年の 3 か年を記載させていただきました。

続きまして、別紙 4 の業務フロー及び業務区分というチャートがあります。これにつきましても、

民間事業者がやっております実施方法を基に現在の業務に変更させていただいております。

例えば別紙4-10、ヘルプサポートは、支部巡回教育を平成22年度から実施していませんので削除して、現在の状況にアップ・ツー・デートさせていただいております。

続きまして、別添資料2の総合評価基準書という細かい表です。前は民間事業者の実施状況を記載しておりますが、また記載表現について不明瞭な部分がありましたことから、今回は民間事業者の実施状況に内容を修正させまして、前回の記述で不明瞭な部分について詳細化しました。

具体的には総合評価基準書の1枚目の裏側、4/10の(4)稼働管理の稼働状況確認。前は、「システムが正常に稼働していることを監視する」ということであつたのを、今回は「各システムが正常に稼働していることを監視する」に修正いたしました。これは、最新かつ詳細な情報を民間事業者に公開することで、事業の詳細部分まで理解していただきたいということで、変更いたしました。

次に2ページめくっていただいて、別添資料3別紙1、システム構成のサーバの表です。

これにつきましても、平成22年7月31日現在で更新しまして、再構築後のシステム構成を反映することで最新の情報に更新しております。

ここから6ページをおめくりいただいて、別添資料3別紙4の業務内容に関する詳細仕様及び対象システムのページです。

こちらも総合評価基準と同様に、前は民間事業者が記載しておりました内容につきまして、表現に不明瞭な部分がありましたので、今回も現民間事業者の実施状況の内容に修正しまして、詳細にいたしました。

9ページも同じですけれども、稼働状況確認の(4)も、前は「システムの正常に稼働していることを監視する」とあつたのですが、今回は「各システムが正常に稼働していることを監視する」と修正いたしました。

最後に、別添資料3別紙5の月間運用計画表と、別添資料3別紙6の業務月報と、その次のページの業務日報の3つにつきましても、事業評価を詳細に行うために、記載項目として追加して提出させるようにいたしました。

以上、前回と今回の変更の部分について御説明させていただきました。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○榎谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問。

○渡邊副主査 中身の話ではないのですが、私、今ちょっと混乱していて、実施要項(案)の一番最初のページに、「21年9月」を消してあつて、「22年10月」と書いてあるので、見え消しになっている部分が去年からの変更かと思って読み始めたら、今の御説明を伺っていると、見え消しの部分でも修正でない部分と、何も書いていないけれども、追加されたりしているものがあるかのように思えるので、これは別に去年との比較ではなくてということですか。

○渡邊課長 これは見え消しで消している部分については変更しています。ただ、先ほども言いましたように、調達仕様書の中に組み込んでいますので、その部分については黒で入っていると思います。

○事務局 いいですか。

○樫谷主査 どうぞ。

○事務局 この資料ですけれども、ごっちゃになっていませんか。一度、9月末に提出してもらっていますけれども、それをベースに変更していませんか。その前に直したものは反映されていないのではないですか。

○渡邊課長 申しわけありません。そうです。

○事務局 赤字見え消しではなくて、追加は下線引きとお願いしているのですけれども、それが入っていないのですね。

○渡邊副主査 そうすると、これの表記よりも、今の御説明をベースに、ここが変わりましたという理解をすべきということですね。

○渡邊課長 私が勘違いして申しわけありません。私どものミスですので、事務局の方は全然。

○渡邊副主査 私が拝見したのがそうなのかという、それだけの確認です。

○渡邊課長 事務局に御指導いただいたのに、私、間違えまして申しわけありません。

○樫谷主査 何かございますか。

○稲生専門委員 仕様書の中身を本文に取り込んでいることで、かなりディテール過ぎてしまっているのかなというのが。ほかの実施要項とで違和感があるのは、5ページと6ページで、いろいろ提出書類が本文に入ってきているのですが、ここまで普通、要項に入ってきていたかなと思っていました。

勿論、評価の対象になるからお入れになるのはいいのだけれども、それにしてもちょっと細かいのかなという気が。ほかの実施要項と比べていただければとは思いますが、それ以降のサービスの質の部分については、確におっしゃるように、7ページとかに挙げてもらっている部分は、今回はどれが加わったか、必ずしも明確ではないですけれども、加えていただいた分は非常にすっとなってきたのですけれども、5～6ページが若干。

○渡邊課長 確かに多い部分がございます。

○稲生専門委員 もう少し整理していただいた方がいいのかな。仕様書にあるべき部分かなと思ったものですから、あえてここに入れなくてもいいのかなという気もしたもので、その辺のバランスというのでしょうか。

○渡邊課長 事務局に御相談させていただいてよろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしくお願ひします。どれかと、なかなか言えなくて大変恐縮ですが。

○渡邊課長 先生がおっしゃったのは、ここの表のところ。

○稲生専門委員 そうです。多少違和感があるものですから、済みません。

私からは以上です。

○渡邊副主査 6ページで成果物を整理していただいて、プログラムだけに限定していただいて、そういう意味では先ほどの17ページから18ページの著作権のところが大分はっきりしました。

念のための確認なのですけれども、これのベースになるソフトウェアというか、それは事業者のものではなくて、もともと機構の持っておられたものについて、彼らが改変だけ加えるという理解

でよろしいのですね。

○渡邊課長 改編したものをいただいて、私どもが最新の状態にするというパターンで、その部分だけをいただいております。

○渡邊副主査 そういう意味で、彼らの改良技術というか、著作物はやはり無償で帰属させるのでしょうか。

○渡邊課長 成果物については帰属させていただくという。

○渡邊副主査 その改良部分については、この対価というか、全体の中で支払い済みという理解でよろしいのですね。

○渡邊課長 お支払いして、私どもの方に組み入れて、それで一体で管理しているパターンです。

○渡邊副主査 わかりました。

○樫谷主査 では、私も1点。

14 ページのカ 契約の解除のところですが、意見募集にあったのですが、委託費の総価の100分の10に相当する金額を違約金として払わなければいけない。これが年度ごとのというのがありましたね。

○渡邊課長 100分の10です。

○樫谷主査 年度ごとというのは、今までは1年間だったので、これでもいいのですけれども、3年9か月ですから、例えば1年目で総価の100分の10払うというのは、ちょっとつらいかなという感じがするので、これは考え方なのであれなのですが。その相当する金額というのを合理的に決めていただければ、どうしても100分の10欲しいというのであれば別に。

○渡邊課長 それはまた検討させていただきまして、事務局の方に御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○樫谷主査 それから、その下、法律は渡邊先生の方がいいかもわかりませんが、違約金の場合、ただ、同額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分のと書いてあって、それはそうだと思いますが、この損害というのと、16ページの10、これは第三者の損害のことを言っているのですか。14ページは、機構の損害の部分だという整理の仕方でいいですか。

○渡邊課長 はい。

○樫谷主査 わかりました。それだけです。

事務局から何かございますか。

○事務局 ただいま御指摘がありました、6ページの提出資料のリストについては、少し精査して、不要なものは別紙に移すとか、したいと思います。

それから、契約解除の100分の10につきましては、請負契約なので、会計法令上は100分の10ですけれども、そこは機構の会計規則によると思いますので、検討していただくこととなります。それは調整させていただきます。

○樫谷主査 よろしく願いします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、駐留軍等労働者労務管理機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いいたしたいと思います。

ただ、意見募集の前に修正すべきは、できるだけ修正いただいた上で意見募集をお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。